

まちづくりとサステイナブルエリアデザイン、その担い手制度

西村幸夫（東京大学先端科学技術研究センター教授・まちづくり支援建築会議運営委員長）

1. まちづくりとサステイナブルエリアデザイン（SAD）とはどう違うのか

そもそもまちづくりと本特別研究委員会が強調する SAD とは、どこがどう異なるのか、——おそらくこれまでも委員会の議論の中で繰り返されてきた議論ではあると思うが、議論の輪の中に加わっていなかったものにとってはやはりまず最初に引っかかる点である。

まちづくりにもいろいろな定義があり得るが、筆者なりに考えると、少なくとも居住者の視点から周辺環境と関わろうとしている点では共通していると思う。居住者の視点とは、住み続ける視点である。つまり、継続性—サステイナビリティが基本にある。SAD も持続可能性を標榜しているのであるから、両者は居住者の視点に立つという点では同じスタンスである。

では、エリアデザインはどうか。まちづくりは居住することに関わる全般を対象にすることになるので、福祉や防犯、子育て支援なども対象になる。おそらく、エリアデザインという物的環境に限定した論の立て方は、広範にひろがるまちづくりの一部になることになる。つまり、SAD とはまちづくりの物的環境への関与の部分を中心とした領域を指す、ということになるのだろう。

2. SAD の担い手とは

物的環境への関与を中心に据えると、まちづくりをとらえる視点も他とは様相を異にする点がある、ということに気づく。ひとつには、物的環境への関与は居住者だけの視点では困難なことが多いという点である。専門家の支援が必要となる。もうひとつは、物的な空間には所有の見えない縄ばりがあり、すべてパブリック・ドメインと考えるわけにはいかない点というである。所有権に関わる論理や手続きが必要となる。

第一の点からは、専門家の関与の方法に関する議論がでてくる。実際、本日の 52 編におよぶ分厚い報告集の多くはいかに専門家として地域の建築家やプランナーがある特定のプロジェクトに関わっていったか、という点に多くの記述が割かれている。

しかしこのことは専門家の関与の方法の論議にとどまらない。どのような形でいわゆるプロジェクトが提起され、住民と専門家の関与が始まるのかというプロセスを振り返ると、報告されたケース・スタディのほとんどは行政側のイニシアティブによるものである。エリアデザインというものの性格上、これは避けられないことであるが、このことによってもたらされるある種のバイアスも考慮する必要がある。たとえば、SAD にかかわるコストを誰がどのように負担するのか——という問題である。現時点では、ほとんどの場合、地方自治体の独自予算（あるいは若干の国庫補助を伴う）による事業として行われている。このこと自体を否定するわけではないが、そうであるとするならば、どのような形で予算がつけられているのか、その段階での決定プロセスを問題にしなければならないことになるだろう。担い手論はここまで踏み込む必要

があるということになる。

第二の点からは、プランやルール決定のプロセス、そこへ至る合意形成のあり方が問題になることになる。そして諒解達成に至るまでにデザインの果たす役割というものがあるはずで、そこを深掘りすることが重要になる。なぜなら、デザインは地区理解と将来計画を一目瞭然のうちに人々の前に示すことができるからである。

こうしたことを担う人材とは、どのような専門家なのであろうか。

ここまで見たことでいえることは、居住者のセンスと行政組織の論理をいずれも体得しており、それらをもとに、具体的な現場で形をもとに議論できる人材である。そして、議論の経過を民主的にまとめあげ、ひとつの諒解に持って行く構想力を持った専門家である。

しかし、はたしてそのようなスーパーマンのような専門家がいるというのだろうか。

52編の報告が語っていることは、そうした専門家たるべく努力を惜しまない方々が日本の各地のおられるという事実である。しかし、別稿（「サステナブルエリアデザインとコミュニティアーキテクトに関する論考を読んで」）にも述べたように、これで十分というわけではない。SADの個別事象の蓄積から、その構造化・組織化へ向かうことが要請されているのである。その中で各地の活動の相対化が進められていくことが全体として必要だというのが、筆者の主張である。このことが、まさしくSADの担い手制度論へとつながっていく。

3. SADの担い手制度とそこにおける建築家・プランナーの果たすべき役割

これまでもSADの担い手を引き受けるような仕組みがなかったわけではない。たとえば、全国レベルでは、日本建築士会連合会の地域貢献活動推進センターを中心とした活動、日本建築学会のまちづくり支援建築会議の活動などを挙げるほか、国土交通省都市・地域整備局でもエリアマネジメントを推進するために2006年6月に「新たな担い手による地域管理のあり方検討会」（委員長：小林重敬横浜国立大学教授（当時））を立ち上げ、2007年2月に報告書をまとめている。これをもとに、2007年度から「まちづくり計画策定担い手事業」が立ち上げられ、現在3年目を迎えている。同住宅局も建築士会の制度などをもとに担い手としての建築家像を模索中である。

また、制度としてもNPOや中間法人のみならず、2005年の新法制定によってスタートした有限責任事業組合（LLP）の仕組みや同じく2005年の会社法改正によって新たに導入された法人格を持つ合同会社（LLC）などによって担い手のあり方も事業の目的に応じて戦略的に選択できる時代へとさしかかっている。

地方自治体においては、さらに充実したまちづくり専門家の派遣制度やアドバイザー制度などを持っているところがあるほか、特定の事業推進にあたって住民参加を保証するためにこうした手続きを重視する姿勢はほぼ常識的なものになりつつある。また、公共施設等の維持管理コスト軽減のため、アドプト制度や指定管理者制度、NPOへの事業委託等によって新たな担い手とのパートナーシップを築こうという姿勢は年々強くなっている。

また、地区レベルにおいても、従来の建築協定や緑地協定、景観協定は言うに及ばず、団地管理組合によるエリアマネジメント的な規約の制定、中心市街地における地域イメージの維持

向上のための企業によるBID的なエリアマネジメントの実践なども現実動き出している。さらにより身近には、周囲の空き地や空き家を管理し、活かしていくための空き家バンク的な仕組みを模索している地域や自治体も少なくない。

とりわけ地域の安全・安心への関心の高まりと自治体の財政状況の悪化は、これまで傍観者の立場に安住しがちであった地域住民をして、自ら関与する市民へと変身することへと向かわせている。

こうした現状の中で、日本建築学会として、もしくは建築や都市計画の専門家として、どのようなかかわりが今後望まれるのか。

ひとつは、地域での議論をもとに具体的な地域像や都市像、居住者像を物理的な空間の上に描いてみせること、それによって議論の活性化と集約をはかるような役割を担うことであろう。合意形成、諒解達成の手段として物理的空間が持つ力は無視できない。そしてそのための担い手を位置づける仕組み、たとえばコミュニティアーキテクト、コミュニティプランナーの制度化や専門家派遣制度とそのために応援団としての専門家群を行政上プールしておく仕組みづくりであろう。

もうひとつは、すでに各地で現実のものとなりつつある担い手づくりの動きをバランスよく見極め、対象地区に的確に適用するためのスキルを磨くための仕組みづくりではなかろうか。

もちろんこれらのことは、52編の報告が示唆しているように、すでに各地で試みられている。問題なのは、各人の個人的なあるいは地域的な努力や創意工夫を土台としつつも、これらの努力をさらにひろく糾合し、SADのための共有化された情報として専門家間で血肉化していくための工夫である。

政権が交代し、地域主権がとりわけ喧伝される時代にあつて、権限の上でも資金の上でも今後、かつてより多くのフリーハンドが地方自治体のもとにおりてくるであろう。その時に、物理的空間に関わる専門家としてどのような地域像と担い手像を持ち、どのような提案ができるのか、それを居住者側にも行政側にも説得力を持って語れるのか、が問われている。道具立ては整いつつある。あとは専門家側にどのような構想力があるかである。